

個人情報に記載する書類の誤配付について

このたび、当センター心臓内科において、患者 A に対して、別の患者 B の個人情報が記載された書類（予約票及び検査票）を誤交付するという事案が発生しました。このような事態を招きましたことをお詫び申し上げるとともに、再発防止に取り組んでまいります。

1 書類に記載されていた個人情報

患者 B の氏名、性別、生年月日、患者 ID、検査内容等

2 事案の経過

○令和 5 年 8 月 28 日（月）

心臓内科外来において、患者 B の予約票及び検査票を事前準備し、診察の呼び出しを行った。しかし、患者 B が不在だったため、患者 A の診察を先に行い、主治医が診察後に渡した書類に誤って患者 B の予約票及び検査票を混入させてしまった。

○8 月 29 日（火）

11:00

患者 A が外来に来院され、昨日の診察時にもらった書類に他人のものが紛れていたとの申し出があり、誤交付が発覚。その場で患者 B の予約票及び検査票を回収した。

11:30

主治医に連絡し、主治医から患者 A に対し経緯を説明し、謝罪のうえ不足書類（予約票）を印刷し交付した。

12:00

主治医が、患者 B に電話で経緯を説明し、謝罪。

3 誤送付の原因

主治医が患者 A へ書類を交付する際、確認を怠ったため。

4 再発防止策

患者へ書類交付する際、すべての書類の氏名を読み上げて確認することを全職員に徹底した。また、患者へ交付する書類は、1 患者 1 ファイルとして管理徹底することを注意喚起した。